【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

**第十五条の七**　法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合　三十億円

二　法第二十八条第一項第三号ロに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合（前号に掲げる場合を除く。）　五億円

三　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（前二号に掲げる場合を除く。）　五千万円

四　第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行おうとする場合（前三号に掲げる場合を除く。）　千万円

２　申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（金融商品取引業者の最低資本金の額等）

**第十五条の七**　法第二十九条の四第一項第四号（法第三十一条第五項において準用する場合を含む。）に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一　法第二十八条第一項第三号イに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合　三十億円

二　法第二十八条第一項第三号ロに掲げる行為に係る業務を行おうとする場合（前号に掲げる場合を除く。）　五億円

三　第一種金融商品取引業又は投資運用業を行おうとする場合（前二号に掲げる場合を除く。）　五千万円

四　第二種金融商品取引業（法第二十八条第二項に規定する第二種金融商品取引業をいう。以下同じ。）を行おうとする場合（前三号に掲げる場合を除く。）　千万円

２　申請者が外国法人である場合において、法第二十九条の四第一項第四号の資本金の額又は出資の総額を本邦通貨に換算するときは、法第二十九条の登録又は法第三十一条第四項の変更登録の申請の時における外国為替相場によるものとする。

（改正前）

（証券会社の最低資本金の額）

**第十五条**　法第二十八条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

（各号及び２　新設）

【平成19年7月13日 政令第208号】 （改正なし）

【平成19年3月28日 政令第71号】 （改正なし）

【平成18年12月8日 政令第377号】 （改正なし）

【平成18年6月23日 政令第222号】 （改正なし）

【平成18年4月19日 政令第174号】

（改正後）

（証券会社の最低資本金の額）

**第十五条**　法第二十八条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

（改正前）

（証券会社の最低資本の額）

**第十五条**　法第二十八条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

【平成18年3月10日 政令第33号】 （改正なし）

【平成17年11月30日 政令第355号】 （改正なし）

【平成17年7月29日 政令第269号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 政令第230号】 （改正なし）

【平成17年2月16日 政令第19号】 （改正なし）

【平成16年12月28日 政令第429号】 （改正なし）

【平成16年11月12日 政令第354号】 （改正なし）

【平成16年10月20日 政令第318号】 （改正なし）

【平成16年5月28日 政令第184号】 （改正なし）

【平成16年3月26日 政令第79号】 （改正なし）

【平成16年1月30日 政令第9号】

（改正後）

（証券会社の最低資本の額）

**第十五条**　法第二十八条の四第一項第二号に規定する政令で定める金額は、五千万円とする。

（改正前）

（証券会社の最低資本の額）

**第十五条**　法第二十八条一の四第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

【平成15年6月27日 政令第289号】 （改正なし）

【平成15年6月25日 政令第280号】 （改正なし）

【平成15年5月23日 政令第231号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第117号】 （改正なし）

【平成15年3月28日 政令第116号】 （改正なし）

【平成14年12月6日 政令第363号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第177号】 （改正なし）

【平成14年5月22日 政令第176号】 （改正なし）

【平成14年3月31日 政令第120号】 （改正なし）

【平成14年3月27日 政令第69号】 （改正なし）

【平成14年3月20日 政令第50号】 （改正なし）

【平成14年3月1日 政令第37号】 （改正なし）

【平成13年12月5日 政令第389号】 （改正なし）

【平成13年9月21日 政令第311号】 （改正なし）

【平成13年9月19日 政令第308号】 （改正なし）

【平成13年9月12日 政令第295号】 （改正なし）

【平成13年9月5日 政令第285号】 （改正なし）

【平成13年5月30日 政令第189号】 （改正なし）

【平成13年3月30日 政令第135号】 （改正なし）

【平成13年3月16日 政令第51号】 （改正なし）

【平成13年2月9日 政令第28号】 （改正なし）

【平成13年1月4日 政令第4号】 （改正なし）

【平成12年12月27日 政令第548号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第483号】 （改正なし）

【平成12年11月17日 政令第482号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第340号】 （改正なし）

【平成12年6月14日 政令第339号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第303号】 （改正なし）

【平成12年6月7日 政令第244号】 （改正なし）

【平成12年3月23日 政令第86号】 （改正なし）

【平成12年2月16日 政令第37号】 （改正なし）

【平成11年9月29日 政令第301号】 （改正なし）

【平成10年12月15日 政令第393号】 （改正なし）

【平成10年11月20日 政令第369号】

（改正後）

（証券会社の最低資本の額）

**第十五条**　法第二十八条一の四第二号に規定する政令で定める金額は、一億円とする。

（改正前）

（証券会社の最低資本の額）

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（有価証券の発行者若しくは所有者（証券会社を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を売出しの目的をもつて取得し、又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは有価証券の売出しに際し当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　百億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　三十億円

ハ　その他の会社　五億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等（法第二条第十一項に規定する有価証券の売買取引等をいう。以下同じ。）を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　三億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億五千万円

ハ　その他の会社　一億円

三　前二号に掲げる会社以外の会社　一億円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行う会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

【平成10年11月4日 政令第357号】 （改正なし）

【平成10年10月22日 政令第338号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 政令第320号】 （改正なし）

【平成10年8月21日 政令第280号】 （改正なし）

【平成10年5月27日 政令第184号】

（改正後）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（有価証券の発行者若しくは所有者（証券会社を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を売出しの目的をもつて取得し、又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは有価証券の売出しに際し当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で総理府令・大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　百億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　三十億円

ハ　その他の会社　五億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等（法第二条第十一項に規定する有価証券の売買取引等をいう。以下同じ。）を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　三億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億五千万円

ハ　その他の会社　一億円

三　前二号に掲げる会社以外の会社　一億円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行う会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（有価証券の発行者若しくは所有者（証券会社を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を売出しの目的をもつて取得し、又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは有価証券の売出しに際し当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　百億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　三十億円

ハ　その他の会社　五億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　三億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億五千万円

ハ　その他の会社　一億円

三　前二号に掲げる会社以外の会社　一億円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行う会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

【平成9年12月25日 政令第383号】 （改正なし）

【平成9年12月19日 政令第372号】 （改正なし）

【平成9年5月1日 政令第170号】 （改正なし）

【平成6年12月28日 政令第420号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第303号】 （改正なし）

【平成6年9月19日 政令第301号】 （改正なし）

【平成5年12月22日 政令第398号】 （改正なし）

【平成5年3月3日 政令第29号】

（改正後）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（有価証券の発行者若しくは所有者（証券会社を除く。以下この号において同じ。）から当該有価証券の全部若しくは一部を売出しの目的をもつて取得し、又は新たに発行される有価証券の取得の申込みの勧誘（五十名以上の者を相手方として行うものに限る。）若しくは有価証券の売出しに際し当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得することを内容とする契約をいう。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　百億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　三十億円

ハ　その他の会社　五億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　三億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億五千万円

ハ　その他の会社　一億円

三　前二号に掲げる会社以外の会社　一億円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行う会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。第二十条第二項において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行う会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

【平成4年6月26日 政令第228号】 （改正なし）

【平成3年12月10日 政令第367号】 （改正なし）

【平成3年3月25日 政令第48号】

（改正後）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。第二十条第二項において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行う会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、千万円とする。

（改正前）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。第二十条第二項において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行なう会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　四百万円

二　その他の会社　百万円

【平成2年10月31日 政令第317号】 （改正なし）

【平成2年7月20日 政令第223号】 （改正なし）

【平成2年3月30日 政令第65号】 （改正なし）

【平成元年2月3日 政令第23号】 （改正なし）

【昭和63年8月9日 政令第242号】 （改正なし）

【昭和63年08月09日　政令第242号】

（改正後）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。第二十条第二項において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行うことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とを併せ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における有価証券の売買取引等を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行うこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行なう会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　四百万円

二　その他の会社　百万円

（改正前）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。第二十条第二項において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行なうことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とをあわせ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における売買取引を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行なう会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　四百万円

二　その他の会社　百万円

【昭和60年9月13日 政令第263号】 （改正なし）

【昭和59年6月19日 政令第196号】 （改正なし）

【昭和58年12月26日 政令第272号】 （改正なし）

【昭和58年11月26日 政令第238号】 （改正なし）

【昭和58年6月10日 政令第128号】 （改正なし）

【昭和57年9月28日 政令第270号】 （改正なし）

【昭和57年4月6日 政令第84号】 （改正なし）

【昭和56年9月22日 政令第288号】 （改正なし）

【昭和52年5月27日 政令第167号】 （改正なし）

【昭和51年6月25日 政令第164号】 （改正なし）

【昭和50年12月26日 政令第377号】 （改正なし）

【昭和46年8月13日 政令第267号】 （改正なし）

【昭和46年5月14日 政令第150号】

（改正後）

(証券会社の最低資本の額)

**第十五条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　法第二十八条第二項第三号の免許に係る業務を営む会社

イ　元引受契約（法第二十一条第四項に規定する元引受契約をいう。第二十条第二項において同じ。）の締結に際し、有価証券の発行者又は所有者と当該元引受契約の内容を確定するための協議を行なうことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許と同項第一号又は第二号の免許とをあわせ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうちイに掲げる会社以外の会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における売買取引を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行なう会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　四百万円

二　その他の会社　百万円

（削除）

（改正前）

(証券会社の最低資本の額)

**第三条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　元引受けを業務の全部又は一部とする会社

イ　元引受けに係る基本的事項に関する取決めを行なうことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許とその他同項のいずれかの免許とをあわせ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうち法第二十八条第二項第三号の免許のみを受ける会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における売買取引を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行なう会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　四百万円

二　その他の会社　百万円

３　第一項第一号において「元引受け」とは、有価証券の発行者若しくは所有者(証券会社を除く。以下この項において同じ。)から当該有価証券の全部若しくは一部を売出しの目的をもつて取得し、又は有価証券の募集若しくは売出しに際して当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得する旨の契約を当該発行者若しくは所有者と締結することをいう。

【昭和42年10月30日 政令第338号】 （改正なし）

【昭和40年9月30日 政令第321号】

(証券会社の最低資本の額)

**第三条**　法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　元引受けを業務の全部又は一部とする会社

イ　元引受けに係る基本的事項に関する取決めを行なうことのある会社で大蔵省令で定めるもの(以下「幹事会社」という。)のうち法第二十八条第二項第三号の免許とその他同項のいずれかの免許とをあわせ受ける会社　三十億円

ロ　幹事会社のうち法第二十八条第二項第三号の免許のみを受ける会社　十億円

ハ　その他の会社　二億円

二　有価証券市場における売買取引を業務の全部又は一部とする会社で、前号に掲げる会社以外のもの

イ　当該売買取引を特別区の存する区域又は大阪市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　一億円

ロ　イに該当する会社以外の会社で、当該売買取引を名古屋市に所在する有価証券市場において行なうこととするもの　五千万円

ハ　その他の会社　三千万円

三　前二号に掲げる会社以外の会社

イ　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　三千万円

ロ　その他の会社　二千万円

２　前項の規定にかかわらず、証券会社のみを相手方として取引を行なう会社については、法第三十二条第一号に規定する政令で定める金額は、次の各号に掲げる会社の区分に従い当該各号に掲げる金額とする。

一　特別区の存する区域又は大阪市に営業所を有する会社　四百万円

二　その他の会社　百万円

３　第一項第一号において「元引受け」とは、有価証券の発行者若しくは所有者(証券会社を除く。以下この項において同じ。)から当該有価証券の全部若しくは一部を売出しの目的をもつて取得し、又は有価証券の募集若しくは売出しに際して当該有価証券の全部若しくは一部につき他にこれを取得する者がない場合にその残部を発行者若しくは所有者から取得する旨の契約を当該発行者若しくは所有者と締結することをいう。